

北海道アウトドア資格制度推進会議開催要領

第1 目的

この要領は、北海道アウトドア資格制度実施要綱第4の2の規定に基づき、北海道アウトドア資格制度推進会議（以下「推進会議」という。）の開催、運営等に関し必要な事項を定める。

第2 議題

推進会議の議題は、次のとおりとする。

- 1 北海道アウトドア資格制度の持続的運営に向けた制度改善等について
- 2 北海道アウトドア資格制度の資格認定基準、試験等について
- 3 北海道アウトドアガイド資格制度の魅力付け等について
- 4 北海道におけるアウトドア活動のリスクマネジメントの向上について
- 5 北海道におけるアウトドア活動の振興全般について
- 6 その他北海道アウトドア資格制度の運営に関し、必要な事項

第3 構成

- 1 推進会議は、10名以内で構成する。
- 2 構成員は、観光関係団体、アウトドア事業者、北海道マスターガイド、学識経験者その他アウトドアに関する識見を有する者の中から経済部観光振興監が選定する。

第4 運営

- 1 推進会議は、必要に応じて経済部観光振興監が招集し、主催する。
- 2 推進会議に座長を置き、経済部観光振興監が指名する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 推進会議は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 その他

- 1 推進会議の事務は、経済部観光局において行う。
- 2 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。